

岡山県県産材利用促進指針の概要

第1章 指針策定の趣旨等

1 指針の趣旨

岡山県県産材利用促進条例（平成29（2017）年岡山県条例第30号。以下「条例」という。）第7条の規定により、県産材の利用の促進に関する基本的事項、施策を総合的に推進するために必要な事項を定める。

2 指針の位置付け

- (1) 県が定める「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」の施策の方向性に沿うとともに、「2.1 おかやま森林・林業ビジョン（令和2年3月改訂）」（以下「ビジョン」という。）と目標を共有
- (2) 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく国の基本方針に即した指針

3 指針の実施期間

令和4年度～令和8年度（5年間）

第2章 基本的事項

1 県産材の利用の促進に関する基本的方向と目標

- ・ビジョンの県産材生産量の目標（580千m³/年）の達成に資する。
- ・適切かつ安定的な供給体制の整備を推進するとともに、CLT等の利用促進や森林認証材、品質・性能に優れた県産乾燥材の国内外への需要拡大及び林地残材の利用促進

(1) 県の取組

- ・県が整備する公共建築物における県産材の率先利用
- ・県産材の利用の促進に関する総合的な施策の策定、実施

(2) 県民等の理解及び協力

- ・県産材の利用の促進の意義について理解を深め、その日常生活及び事業活動を通じて、県産材の利用促進に自ら努めるとともに県産材の利用の促進に協力

(3) 関係事業者相互の連携及び協力

- ・県産材の利用が促進されるよう、建築物木材利用促進協定制度の活用など相互に連携・協力

(4) 市町村の役割

- ・市町村方針に基づき、県産材の利用の促進

2 県産材の利用の促進のために実施する施策

(1) 非住宅建築物への利用促進

- ・建築物の木造化・木質化の促進

(2) 木造住宅等の普及促進

- ・木造住宅の普及促進と森林認証材、品質・性能に優れた県産乾燥材の利用促進
- ・県産材の利用相談に応じられる人材の育成や県産材が消費者に届くまでのサプライチェーンの構築を促進

(3) 販路開拓の促進

- ・国内外への販路開拓の促進

(4) CLT等の普及促進

- ・公共建築物等での利用の促進

(5) 県民等への普及・PR

- ・県産材利用の意義について、関係団体等と連携し、普及・PR

3 県が整備する公共建築物における県産材の利用の目標

(単位：m³、%)

現況の年間利用量(A) (平成29～令和2年度の平均)	5年間の目標量 (令和4～令和8年度)	単年度平均(B) (伸び率：(B)/(A))
397	2,175	435 (110)

第3章 指針の推進に向けての取組

1 推進体制の整備

- ・岡山県木材需要拡大推進会議での関係機関との連絡調整

2 市町村との連携

- ・県は、市町村の県産材の利用の促進に協力・連携

3 施策の実施状況の公表

- ・県は、毎年、県産材の利用の促進に関する施策の実施状況を公表